

## 後期高齢者医療保険料還付金請求について

あなたが納付された保険料のうち、納め過ぎとなった金額をお返しします。

この封筒には、『過誤納金の還付、充当及び返戻通知書』、『過誤納金還付請求書兼領収書』（一番上に「還付命令書」又は「支出命令書」と記載されています。）、『口座振込依頼書』、『返信用封筒』を同封しています。

『過誤納金還付請求書兼領収書』、『口座振込依頼書』について、内容の確認及び必要事項を記入のうえ『返信用封筒』でご返送ください。当分室における手続きが完了した後に、納め過ぎとなった保険料をお返しします。

還付金を迅速にお支払いするには、早期に、当分室まで返送いただく必要があります（ただし、直接ご持参いただいても、即日のお支払いはできません。）。

### 還付金のお受け取りは

預(貯)金口座への振込みとなります。

『口座振込依頼書』の記入について

請求者本人名義の口座に直接振り込みます。

- 預(貯)金口座は、**本人名義のもの**に限ります。
- ゆうちょ銀行を希望される場合は、**通帳記号・通帳番号**をご記入願います。
- 指定された口座への振込みが完了した旨の通知はいたしませんので、振込みの確認は、約1か月半後に通帳記入等で確認していただきますようお願いいたします。

預(貯)金口座をお持ちでない場合は、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室収納事務分室へお問い合わせください。

### 還付を受ける権利の時効

還付を受ける権利は、原則として「過誤納金の還付、充当及び返戻通知書」が届いたときの翌日から起算して**2年を経過すると時効により消滅**します（還付を受けられなくなります。）ので、ご注意ください。

#### 【提出用紙の記入にあたっては】

裏面の記入例を参照してください。

なお、鉛筆や消せる筆記用具（いわゆる「消せるボールペン」）は、使用しないでください。

文字の訂正に修正液などは使用せず、二重線で消して余白に書き直してください。

申請書類への押印は不要です。

— お問い合わせは、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室収納事務分室へ —

電話：075-222-3555

### 〈提出用紙の記入例〉

還付命令書 (又は 支出命令書)

(略)

**過誤納金還付請求書兼領収書**

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円	年 月 日決定
									円のうち

(略)

上記の金額を請求します。 (日付記入不要)

住所 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町488番地

氏名 **保年太郎** 年 月 日

(宛先) 京都市長

---

上記の金額を領収しました。 年 月 日

氏名 (記入不要)

(宛先) 京都市会計管理者

京都市国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付支払い用  
**口座振込依頼書**

御利用になる方に、チェック☑してください。

振 込 先	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関 <small>(ゆうちょ銀行以外)</small>	金融機関名・支店名 <b>三菱UFJ 銀行 農協 御池 支店</b> <small>金庫・組合 (支店番号)</small>	預金種別 <b>普通(総合)</b> 当座・貯蓄 その他( )	口座番号 (右詰めで記入) 1 2 3 4 5 6 7
	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	通 帳 記 号 1 0 の	通帳番号 (右詰めで記入) 1	
口座名義 <small>(カタカナ) または (アルファベット)</small>		<b>ホネン タロウ</b> <small>通帳に記載のカタカナまたはアルファベットの口座名義を御記入ください。</small>		

上記のとおり振込願います。

口座名義人と振込依頼者は同一人に限ります。

(宛先) 京都市会計管理者

(住所)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
(氏名)	<b>保年 太郎</b>
(電話)	075 - 222 - △△△△

<input type="checkbox"/> 国保	国保 記号番号	-	-	-	-	-	-	-	-
<input checked="" type="checkbox"/> 後期	後期 被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8

(略)

同じ人

## 後期高齢者医療保険料還付金請求について

お亡くなりになった被保険者が納められた保険料のうち、納め過ぎとなった金額をお返しします。

この封筒には、『過誤納金の還付、充当及び返戻通知書』、『過誤納金還付請求書兼領収書』(一番上に「還付命令書」又は「支出命令書」と記載されています。)、『相続人代表者指定(変更)届出書』(すでに提出済みの場合は同封していません。)、『口座振込依頼書』、『返信用封筒』を同封しています。

### 還付を請求する権利

被保険者がお亡くなりになっているため、還付金を請求する権利は、法律に基づき相続人に対して生じることとなります。

そのため、本来であれば、すべての相続人にそれぞれの相続割合をもって還付金を請求していただく必要がありますが、手続の簡素化を図るため、相続人のうちお一人に代表して還付金の請求手続を行っていただくこととしております。同封の『相続人代表者指定(変更)届出書』と続柄のわかる書類(同届出書裏面「添付資料について」参照)を提出していただく必要がありますので、ご理解のほど、よろしくお祈いします(戸籍等の証明書類は、続柄のわかるページのみでなく、発行されたすべてのページが必要です。)

### 還付金のお受け取りは

『過誤納金還付請求書兼領収書』の請求欄に請求人(相続人代表者)の住所、氏名を記入し、『相続人代表者指定(変更)届出書』及び『口座振込依頼書』と一緒に『返信用封筒』でご返送ください。当分室における手続が完了した後に、納め過ぎとなった保険料をお返しします。

還付金を迅速にお支払いするには、**早期に、当分室まで返送いただく必要があります(ただし、直接ご持参いただいても、即日のお支払いはできません。)**

### 預(貯)金口座への振込みとなります。

『口座振込依頼書』の記入について

請求者本人名義の口座に直接振り込みます。

- 預(貯)金口座は、**本人名義のものに限ります。**
- ゆうちょ銀行を希望される場合は、**通帳記号・通帳番号**をご記入願います。
- 指定された口座への振込みが完了した旨の通知はいたしませんので、振込みの確認は、約1か月半後に通帳記入等で確認していただきますようお願いいたします。

預(貯)金口座をお持ちでない場合は、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室収納事務分室へお問い合わせください。

### 還付を受ける権利の時効

還付を受ける権利は、原則として「過誤納金の還付、充当及び返戻通知書」が届いたときの翌日から起算して2年を経過すると時効により消滅します（還付を受けられなくなります。）ので、ご注意ください。

〈提出用紙の記入例〉  
(過誤納金還付請求書兼領収書)  
(口座振込依頼書)

還付命令書 (又は 支出命令書)

(略)

過誤納金還付請求書兼領収書

金	額	千	百	十	万	千	百	十	円	年	月	日	決定
													円のうち

(略)

上記の金額を請求します。 日付記入不要

住所 京都市中京区寺町通御池上る  
上本能寺前町488番地

氏名 **保年太郎**

(宛先) 京都市長

---

上記の金額を領収しました。

氏名 記入不要

(宛先) 京都市会計管理者

京都市国民健康保険料又は後期高齢者医療保険料に係る過誤納金還付支払い用  
口座振込依頼書

御利用になる方に、チェック  してください。

振 込 先	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関 <small>ゆうちょ銀行以外</small>	金融機関名・支店名 三菱UFJ 銀行・農協 御池 支店 <small>金庫・組合 支店番号</small>	預金種別 普通 (総合) <small>当座・貯蓄 その他( )</small>	口座番号 (右詰めで記入) 1 2 3 4 5 6 7
	<input type="checkbox"/> ゆうちょ銀行	通 帳 記 号	通帳番号 (右詰めで記入)	

口座名義 **ホネン タロウ**

通帳に記載のカタカナまたはアルファベットの口座名義をご記入ください。  
上記のとおり振込願います。

口座名義人と振込依頼者は同一人に限ります。

(宛先) 京都市会計管理者

(住所)	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地									
(氏名)	<b>保年 太郎</b>									
(電話)	075 - 222 - △△△△									

<input type="checkbox"/> 国保	国保 記号番号	1	2	3	4	5	6	7	8
<input checked="" type="checkbox"/> 後期	後期 被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8

(略)

同じ人

～お問い合わせは、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室収納事務分室～

電 話：075-222-3555